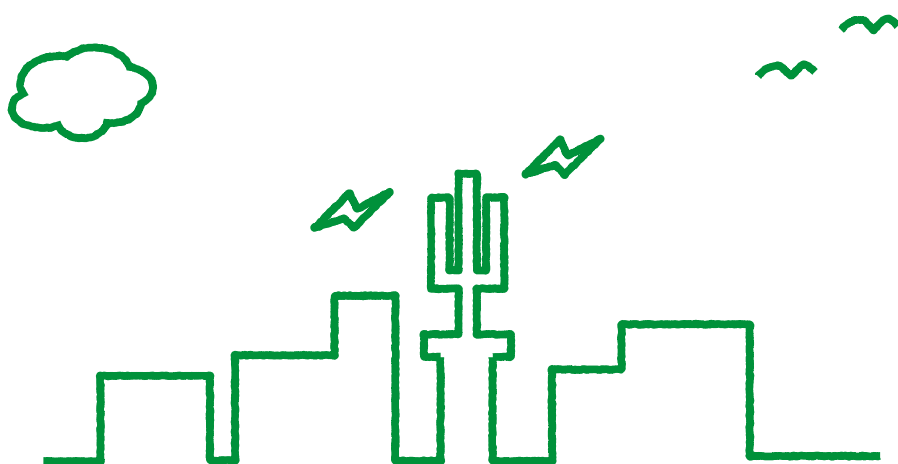


三重県景観計画

# 届出の手引き

△携帯電話基地局編▽





## 目 次

携帯電話基地局の設置に関する景観形成ガイドライン・	1
チェックリスト・	2
1 届出が必要な行為及び規模	3
2 景観形成基準	7
3 提出書類等	9
4 届出書記入例	10
<b>【参考資料】</b>	
用語の定義	21
条例・規則	23
Q & A	28
三重県景観計画区域図	30

# 携帯電話基地局の設置に関する景観形成ガイドライン

平成 20 年 12 月 11 日

三重県県土整備部

このガイドラインは、携帯電話基地局の設置に関して、三重県景観計画に定める行為の制限における景観形成基準への適合のため、留意すべき基本的な事項を取りまとめたものであり、事業者が、このガイドラインに沿って設置計画を進め、良好な景観の形成を促進するために定めるものです。

## 1 高さ

必要最小限の高さとすること。

## 2 色彩

背景との調和に留意し、次のとおりとする。

- (1) 樹林地に隣接する場合や山間部では、鉄塔や設備機器類、フェンスが背景となる樹木等に溶け込むように、茶系で低明度のもの（マンセル値 5YR3/2 程度）又は灰色で低明度のもの（マンセル値 N4.5 程度）とすること。
- (2) (1)以外の場所においては、鉄塔が空に溶け込むように、灰色で中明度のもの（マンセル値 N7.0 程度）とすること。ただし、設置場所の周辺の状況から別途配慮が必要な場合は、この限りでない。

## 3 鉄塔の構造（形状）

設置場所の周辺の状況に応じて、①モノポール型（鋼管柱）又は②アングルトラス型とすること。

## 4 緑化

自動車や歩行者等の交通量の多い道路から見える場所や自然公園区域内において設備機器類を設置する場合は、遮蔽効果のある生垣等により緑化を行うこと。

## 5 設置場所

次の事項に留意のうえ選定すること。

- (1) 主要な視点場からの眺望を妨げる場所は避けること。
- (2) 歴史・文化的な景観資産の近傍は避けること。
- (3) 国道や主要地方道等の主要な道路沿いは避けること。
- (4) 住宅地やまとまりのある農地においては、目立つ場所は避けること。

## 6 共用化

携帯電話基地局の設置が必要となった場合は、他社の携帯電話基地局との共用化について検討すること。

## 7 事前相談

設置場所等についての変更等が可能となる候補地選定段階で事前相談を行うこと。

## 携帯電話基地局 チェックリスト

様式第1号(別紙2)確認事項		図面・カタログとの整合
高さ	(            )m	○、×
構造	鋼管柱・コンクリート柱・その他	○、×
色彩:グレー、ダークブラウン	適・要修正	○、×
付属設備(フェンス)の色彩:グレー、ダークブラウン	適・要修正(フェンスが緑や白など)	○、×
<b>図面等確認事項</b>		
フェンスの位置	有・無(要修正)	
緑化位置(※該当する場合のみ)	有・無(要修正)・該当しない	
色彩(マンセル値)がわかる資料 ※図面への明記でも可	有・無	
<b>その他確認事項</b>		
(1) 高さ	必要最小限の高さか。	○ 適・不適
(2) 色彩	背景との調和に留意した色彩が選択されているか。 ① 樹林地に隣接する場合や山間部では、鉄塔や設備機器類、フェンスが背景となる樹木等に溶け込むように、茶系で低明度のもの(マンセル値5YR3/2程度)又は灰色で低明度のもの(マンセル値N4.5程度)とすること。 ② ①以外の場所においては、鉄塔が空に溶け込むように、灰色で中明度のもの(マンセル値N7.0程度)とすること。ただし、設置場所の周辺の状況から別途配慮が必要な場合は、この限りでない。	○ 行為地：樹林地に隣接する場合や山間部・それ以外 ○ 色彩 柱：こげ茶・N4.5・N7・その他 フェンス(囲う・囲わない) ：こげ茶・N4.5・N7・その他 地上設置の設備機器類(ある・ない) ：こげ茶・N4.5・N7・その他
(3) 形状	設置場所の周辺状況に応じて、モノポール型又はアングルトラス型とすること。	○ モノポール型・アングルトラス型・その他
(4) 緑化	自動車や歩行者等の交通量の多い道路から見える場所や、自然公園区域内において、設備機器類を設置する場合は、遮蔽効果のある生垣等により緑化を行うこと。	○ 自動車や歩行者等の交通量の多い道路から見える場所： 該当・該当しない ○ 自然公園区域内：該当・該当しない
(5) 設置場所	① 主要な視点場からの眺望を妨げる場所には設置しないこと。	○ 主要な視点場：ない・ある(            )
	② 歴史・文化的な景観資産の近傍には設置しないこと。	○ 景観資産：ない・ある(            )
	③ 国道や主要地方道当の主要な道路沿いには設置しないこと。	○ 国道：該当・該当しない 主要地方道：該当・該当しない その他主要な道路：該当・該当しない
	④ 住宅地やまとまりのある農地においては、目立つ場所へ設置しないこと。	○ 住宅地：該当・該当しない まとまりのある農地：該当・該当しない 目立つ場所：該当・該当しない
(6) 共用化	周辺に共用できる携帯電話基地局はないか。	○ ない・ある(            )
<b>添付書類</b>		<b>チェック</b>
景観形成基準チェックシート		<input type="checkbox"/>
付近見取図		<input type="checkbox"/>
配置図		<input type="checkbox"/>
立面図		<input type="checkbox"/>
色彩(マンセル値)がわかる資料 ※図面への明記でも可		<input type="checkbox"/>
付属設備・フェンスの仕様・色彩がわかる資料 ※図面への明記でも可		<input type="checkbox"/>
現況写真		<input type="checkbox"/>
委任状		<input type="checkbox"/>

# 1 届出が必要な行為及び規模

規模によらず届出が必要

## (1) 届出対象行為

三重県景観計画の区域（景観行政団体である10市と熊野川流域景観計画区域を除いた三重県の全域：P36参照）で、次の表に掲げる行為をしようとする場合は、あらかじめ届出が必要です。また、景観法の規定により、届出の受理の日から30日間（最大90日間）は、行為に着手することができませんが、行為に着手できない期間は、短縮できる場合があります。（届出の流れはP7を参照）

行為の区分	規模	
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	高さ13mを超えるもの又は 建築面積が1,000㎡を超えるもの	
外観を変更することとなる修繕若しくは移転、増築、改築若しくは模様替又は色彩の変更	①煙突（支枠及び支線がある場合においては、これらを含む。）その他これに類するもの	高さ13mを超えるもの
	②架空電線路用の鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの	高さ30mを超えるもの
	③鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの（②に掲げるものを除く。）	高さ13mを超えるもの
	④装飾塔、記念塔その他これらに類するもの（屋外広告物及び屋外広告物を掲出する物件を除く。）	高さ13mを超えるもの
	⑤高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの	高さ13mを超えるもの
	⑥擁壁、さく、塀	高さ5mを超え、かつ、長さ10mを超えるもの
	⑦ウォーターシュート、コースター、メリーゴーラウンド、観覧車その他これらに類する遊戯施設	高さ13mを超えるもの
	⑧アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシュプラントその他これらに類するもの	高さ13mを超えるもの又は 築造面積が1,000㎡を超えるもの
	⑨自動車車庫の用途に供するもの	高さ13mを超えるもの又は 築造面積が1,000㎡を超えるもの
	⑩汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設の用途に供するもの	高さ13mを超えるもの又は 築造面積が1,000㎡を超えるもの
	⑪①から⑩に掲げる工作物のうち、建築物と一体となって設置されるもの	建築物上端から当該工作物の上端までの高さが5mを超え、かつ、高さ13mを超えるもの（②に掲げるものにあつては30mを超えるもの）
	⑫太陽光発電施設（同一敷地、一団の土地若しくは同一水面に設置するもの又は建築物と一体となって設置されるもの。）	高さ13mを超えるもの（建築物と一体となって設置されるものにあつては、建築物上端から当該太陽光発電施設の上端までの高さが5mを超え、かつ、高さ13mを超えるもの）、又は、太陽電池モジュール（太陽光パネル）の合計面積が1,000㎡を超えるもの
開発行為又は土地の開墾その他の土地の形質の変更（土石の採取又は鉱物の掘採を除く）	行為に係る土地の面積3,000㎡を超えるもの、又は、行為に伴い生じる擁壁・のり面が高さ5mを超え、かつ、長さ10mを超えるもの	
土石の採取又は鉱物の掘採	行為に係る土地の面積3,000㎡を超えるもの、又は、行為に伴い生じる擁壁・のり面が高さ5mを超え、かつ、長さ10mを超えるもの	
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	行為に係る土地の面積3,000㎡を超えるもの、又は、高さ5mを超えるもの	

注：増築・改築等を行った後の全体の規模が、各欄に定める規模を超えている場合は、届出が必要となります。

## (2) 届出の対象外となる行為

次に掲げる行為については、「(1) 届出対象行為」に該当する場合であっても、届出の対象外となります。

○建築物、工作物、屋外における土石・廃棄物・再生資源その他の物件の堆積

届出の対象外となる行為	根拠条項
地下に設ける建築物の建築等又は工作物の建設等	景観法施行令第8条第1号
建築物の増築又は改築で、行為に係る床面積が10㎡以下のもの又は外観を変更することとならないもの	三重県景観規則第6条第2項第10号
建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、行為に係る面積が10㎡以下のもの	三重県景観規則第6条第2項第11号
仮設の建築物の建築等	三重県景観づくり条例第8条第3項第1号
工作物の増築又は改築で、行為に係る築造面積が10㎡以下のもの	三重県景観規則第6条第2項第12号
工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、行為に係る面積が10㎡以下のもの	三重県景観規則第6条第2項第13号
仮設の工作物の建設等	景観法施行令第8条第2号
存続期間が90日を超えない屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	三重県景観づくり条例第8条第3項第2号

○法令（条例を含む。）の規定に基づき、許可若しくは認可を受け、又は届け出て行う行為等

届出の対象外となる許可・認可・届出を受けた行為	根拠条項
文化財保護法第43条第1項、第125条第1項、第81条第1項、第167条第1項第6号、第168条第1項第1号、文化財保護法施行令第4条第2項、第5項	景観法施行令第10条第3号
屋外広告物法第4条又は第5条の規定に基づく条例の規定に適合する屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置	景観法施行令第10条第4号
森林法第10条の2第1項、第34条第2項	三重県景観規則第5条第1号
自然公園法第10条第1～第3項、第16条第1～第3項、第20条第3項、第21条第3項、第22条第3項、第68条第1項	三重県景観規則第5条第2号
砂利採取法第16条の認可を受け、河川法第25条又は農地法第4条若しくは第5条の許可（一時的な利用に限る。）	三重県景観規則第5条第3号
三重県立自然公園条例第9条第1～3項、第16条第4項	三重県景観規則第5条第4号
市町の条例で定める風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令第3条第1～3項	三重県景観規則第5条第5号
尾鷲市熊野参詣道伊勢路景観保護条例第8条、第9条	三重県景観規則第5条第6号
熊野市熊野参詣道伊勢路景観保護条例第8条、第9条	三重県景観規則第5条第7号
大紀町熊野参詣道伊勢路景観保護条例第8条、第9条	三重県景観規則第5条第8号
紀北町熊野参詣道伊勢路景観保護条例第9条、第10条	三重県景観規則第5条第9号
御浜町熊野参詣道伊勢路景観保護条例第8条、第9条	三重県景観規則第5条第10号

○非常災害のため必要な応急措置として行う行為（景観法第16条第7項第2号）

○法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為（景観法施行令第8条第4号イ）

○その他景観法第16条第7項に掲げる行為

## 2 景観形成基準

景観形成基準は、景観に影響を与えることが予想される行為が、周辺の景観と調和したものとなるよう、次のとおり定めています。（三重県景観計画 別記1）

なお、この景観形成基準は、全ての項目が、一律に適用されるものではなく、行為の計画地（以下「行為地」という。）における景観の現状により、適用される項目や内容が異なることがあります。

このため、景観形成基準の適用に際しては、自然的景観、歴史・文化的景観、社会・経済的景観、眺望景観といった行為地の景観の現状を十分把握しておく必要があります。

区 分		基 準
(1) 共通的事項		
		① 地域の個性及び特性を尊重し、周辺の景観と調和した景観づくりに配慮すること。 ② 行為地を選定するときは、地域の景観を損なうことのないよう、かつ、主要な視点場からの眺望の妨げとならないよう配慮すること。 ③ 行為地内に複数の建築物、工作物等を設ける場合には、全体的にまとまりがあるよう配慮すること。
(2) 個別的事項		
① 建築物又は工作物の新築（新設）、増築、改築若しくは模様替又は色彩の変更 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	ア 配置及び規模	a) 周辺の景観との調和に配慮した配置及び規模とすること。 b) 主要な視点場からの眺望を妨げない配置及び規模とすること。 c) 山稜の近傍にあっては、稜線を乱さないよう、尾根からできるだけ低い配置及び規模とすること。 d) 行為地の周辺に山林等樹木が多くある場合は、できる限り周辺の樹木の高さ以内にとどめること。 e) 行為地がまとまりのある農地、歴史的まち並みや集落、文化財、地域のシンボル等の景観資産に近接する場合は、その保全に配慮した配置及び規模とすること。 f) 歴史的まち並みや集落、街路景観の整っている地域にあっては、隣地や周辺との連続性に配慮した配置とすること。 g) 道路、公園等の公共の場所に接する部分は、歩行者等に圧迫感、威圧感を感じさせない配置及び規模とすること。
	イ 形態及び外観	a) 周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある形態及び外観とすること。 b) 主要な視点場からの眺望を妨げることのないよう形態及び外観を工夫すること。 c) 外壁又は屋上に設ける設備は、露出させないようにし、建築物本体及び周辺の景観との調和を図ること。やむを得ず露出する場合は、できるだけ壁面と同質の仕上げを施して目立たないようにすること。 d) 屋外階段、ベランダ等を設ける場合は、繁雑にならないように建築物本体との調和を図ること。 e) 歴史的まち並みや集落、街路景観の整っている地域では、隣地や周辺との連続性に配慮した形態及び外観とすること。 f) 道路、公園等の公共の場所に接する部分は、歩行者等に圧迫感、威圧感を感じさせないように、屋根、壁面、開口部等に工夫すること。 g) 商業地における低層階については、歩行者に配慮し、できる限りゆとりや開放感を確保するとともに、賑わいなどを演出すること。



区 分		基 準
①建築物又は工作物の新築（新設）、増築、改築若しくは模様替又は色彩の変更 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	ウ 色 彩	a) 落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観との調和に配慮した色彩とすること。 b) アクセント色の使用等に際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに工夫すること。
	エ 素 材	a) 周辺の景観との調和に配慮した素材を使用すること。 b) できる限り地域の景観特性を特徴づける地場産材等を活用すること。 c) できる限り耐久性に優れ、時間とともに景観に溶け込む素材を使用すること。 d) 歴史的まち並みや集落、文化財等に近接する地域では、歴史的まち並みや集落、文化財等に使用されている伝統的素材をできる限り使用すること。
	オ 緑 化	a) 行為地内においては、できる限り多くの部分を緑化すること。なお、植栽にあたっては、できる限り周辺の樹木と調和のとれた樹種を選定し、樹木の配置や樹種の構成を工夫すること。 b) 行為地の境界を囲う場合は、できる限り周辺の樹木と調和のとれた生垣や樹木とすること。 c) 行為地に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は、できる限り保存又は移植によって修景に活かすこと。
	カ その他	a) 屋外駐車場は、出入口を限定し、できる限り生垣等によって安全上支障のない範囲で、道路から直接見通せないようにするとともに、できる限り場内を緑化すること。 b) 夜間の屋外照明は、過剰な光が周囲に散乱しないようにし、周辺の状況に応じて照明方法等を工夫すること。 c) 行為地内の既存建築物等が景観を阻害している場合は、増築等にあわせてできる限り周辺の景観に調和させること。
②開発行為又は土地の開墾その他の土地の形質の変更（土石の採取又は鉱物の掘採を除く。）（変更後の土地の形状、修景、緑化等）	ア できる限り現況の地形を活かし、長大なり面又は擁壁が生じないようにすること。 イ のり面は、できる限り緩やかな勾配とし、周辺の植生と調和した緑化を図ること。 ウ 行為地内に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は、できる限り保存又は移植によって修景に活かすこと。	
③土石の採取又は鉱物の掘採（採取等の方法、採取等後の緑化等）	ア 土石の採取又は鉱物の掘採の場所が道路等の公共の場所から目立ちにくいよう、採取又は掘採の位置、方法を工夫すること。 イ 採取又は掘採後の跡地は、周辺の植生と調和した緑化を図ること。	
④屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積（集積、貯蔵の方法及び遮へい方法）	ア できる限り道路、公園等の公共の場所から目立ちにくい位置及び規模とすること。 イ 積み上げに際しては、高さをできるだけ低くするとともに、整然とした集積又は貯蔵とすること。 ウ できる限り道路、公園等の公共の場所から見えないう、周辺の景観との調和に配慮した植栽又は塀等で遮へいすること。	

※ 景観形成基準の詳細については、「三重県景観計画解説書 行為の制限に関する基準解説書」をご参照ください。

### 3 提出書類等

#### (1) 提出書類

①景観計画区域内における行為の届出書（三重県景観規則様式第1号）又は景観計画区域内における行為の変更届出書（三重県景観規則様式第2号）

②次の表に掲げる図書

建築物・工作物	
景観形成基準チェックシート (景観法施行規則第1条第2項第3号)	景観形成基準に対する配慮の状況及び配慮した内容
付近見取図(1/2,500以上) (景観法施行規則第1条第2項第1号イ)	ア 縮尺 イ 方位 ウ 道路、公園等の公共施設 エ 目標となる地物 オ 行為地の位置
配置図(1/100以上)※ (景観法施行規則第1条第2項第1号ハ)	ア 縮尺 イ 方位 ウ 行為地の形状及び寸法 エ 届出に係る建築物又は工作物と既存の建築物又は工作物の位置 オ 隣接する道路の位置及び幅員 カ 植栽、樹木等の位置、種類及び高さ キ 外構施設の位置、材料及び面積 ク 現況写真の撮影位置及び撮影方向
立面図(1/50以上)※ (景観法施行規則第1条第2項第1号ニ)	ア 縮尺 イ 各面の方位及び寸法 ウ 開口部、建築設備、軒等の位置及び形状 エ 屋根、壁面等の仕上げ(素材及び色彩(マンセル表色系等)による表示)
現況写真 (景観法施行規則第1条第2項第1号ロ)	行為の場所及びその周辺の状況 (複数の方向から行為の場所及びその周辺の状況がわかるように撮ったものに、行為の場所を赤線等で示すこと)
予測結果調書 (景観法施行規則第1条第2項第3号)	太陽光発電施設の設置に伴う景観への影響の程度及び景観への影響をできるかぎり回避・低減することを目的として検討した対策等の内容
開発行為・土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘削その他の土地の形質の変更	
景観形成基準チェックシート (景観法施行規則第1条第2項第3号、三重県景観規則第4条第6号)	景観形成基準に対する配慮の状況及び配慮した内容
付近見取図(1/2,500以上) (景観法施行規則第1条第2項第2号イ、三重県景観規則第4条第1号)	ア 縮尺 イ 方位 ウ 道路、公園等の公共施設 エ 目標となる地物 オ 行為地の位置
現況平面図(計画平面図と縮尺を合わせる) (景観法施行規則第1条第2項第2号イ、三重県景観規則第4条第1号)	ア 縮尺 イ 方位 ウ 行為地の区域 エ 周辺の土地利用の現況及び地形 オ 隣接する道路の位置及び幅員 カ 断面図に係る断面の位置及び方向 キ 現況写真の撮影位置及び撮影方向

計画平面図（1/100以上）※ （景観法施行規則第1条第2項第2号ハ、三重県景観規則第4条第3号、同条第4号イ・ロ）	ア 縮尺 イ 方位 ウ 断面図に係る断面の位置及び方向 エ 行為後における植栽等の位置、種類及び規模 オ 行為後に設置する構造物等の位置、種類及び規模 カ 行為中の遮へい物の位置、種類、構造及び規模（土石の採取又は鉱物の掘採の場合のみ）
断面図（1/100以上）※ （景観法施行規則第1条第2項第2号ハ、三重県景観規則第4条第3号、同条第4号イ・ロ）	ア 縮尺 イ 行為の実施前後における行為地の縦断面及び横断面
現況写真 （景観法施行規則第1条第2項第2号ロ、三重県景観規則第4条第2号）	行為の場所及びその周辺の状況 （複数の方向から行為の場所及びその周辺の状況がわかるように撮ったものに、行為の場所を赤線等で示すこと）
<b>屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積</b>	
景観形成基準チェックシート （三重県景観規則第4条第6号）	景観形成基準に対する配慮の状況及び配慮した内容
付近見取図（1/2,500以上） （三重県景観規則第4条第1号）	ア 縮尺 イ 方位 ウ 道路、公園等の公共施設 エ 目標となる地物 オ 行為地の位置
配置図（1/100以上）※ （三重県景観規則第4条第5号）	ア 縮尺 イ 方位 ウ 行為地の形状及び寸法 エ 隣接する道路の位置及び幅員 オ 堆積する物件の位置、種類及び規模 カ 遮へい物の位置、種類、構造及び規模 キ 現況写真の撮影位置及び撮影方向
現況写真 （三重県景観規則第4条第2号）	行為の場所及びその周辺の状況 （複数の方向から行為の場所及びその周辺の状況がわかるように撮ったものに、行為の場所を赤線等で示すこと）

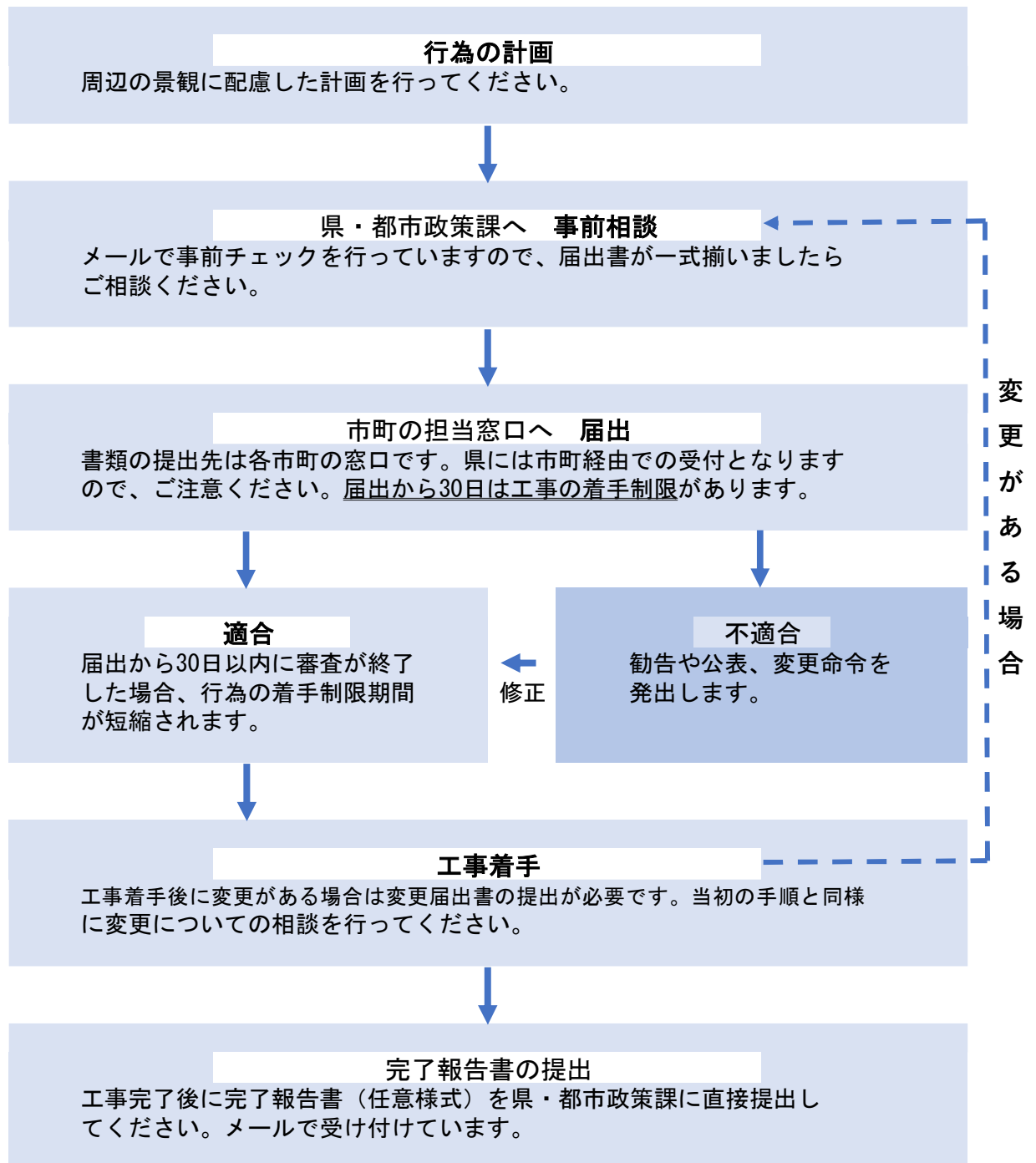
※ 行為の規模が大きいため定められた縮尺の図面によっては適切に表示できない場合は、当該規模に応じて、適切な縮尺の図面としてください。

## （2）提出先及び提出部数

行為が行われる場所の市役所・町役場の景観担当窓口（市・町によって異なります。）に3部（正本1部、副本2部）提出してください。

### (3) 届出の流れ

三重県景観計画に係る届出（景観法第16条第1項又は2項）の流れは、次のとおりです。



- ※ 届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合は、30万円以下の罰金に処せられることがあります。（景観法第103条第1号）
- ※ 変更命令に従わなかった場合は、50万円以下の罰金に処せられることがあります。（景観法第102条第1号）

(表)

景観計画区域内における行為の届出書

〇〇年〇〇月〇〇日

三重県知事 宛て

届出者 住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇・・・

氏 名 株式会社〇〇〇〇  
代表取締役〇〇 〇〇

電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号〕

景観法第16条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

行為の種類	建築物等	(1) 建築物	ア新築 イ増築 ウ改築 エ移転 オ外観の変更 カ色彩の変更			
			用途 ( )			
	(2) 工作物	ア新設 イ増築 ウ改築 エ移転 オ外観の変更 カ色彩の変更				
		種類 ( 携帯電話基地局 )				
	(3) 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	目的				
	(4) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更					
	(5) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積					
行為の場所		三重県〇〇市〇〇町〇〇・・・				
行為の着手予定年月日		〇〇年〇〇月〇〇日	行為の完了予定年月日		〇〇年〇〇月〇〇日	
連絡先	所在地及び電話番号	所在地 〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇 電話番号 ( 〇〇〇 ) 〇〇〇 - 〇〇〇				
	名称及び担当者名	名称 担当者名 株式会社〇〇〇〇 〇〇 〇〇				
※受付欄			※処理欄	担当者は委任状と整合させてください。		

(規格A4)

(裏)

備考

- 1 行為の種類に応じて、別紙1、別紙2又は別紙3を添付してください。
- 2 景観法施行規則第1条第2項第1号、第2号、第3号及び第4号に規定する図書を添付してください。
- 3 「届出者」は建築主・施主の住所、氏名等を記入してください。
- 4 「行為の種類」欄は、該当する番号及び記号を○で囲んでください。また、建築物にあつては用途（例：事務所、賃貸共同住宅、共同商業施設、工場、パチンコ店等）を、工作物にあつては種類（例：煙突、鉄柱、高架水槽、アスファルトプラント等）を（ ）内に記入してください。
- 5 「連絡先」欄は、届出内容の照会先として、届出者以外の者（設計者、施工者等）を希望する場合に記入してください。  
なお、届出者以外の者が、届出に係る照会に関する回答以外の手続を行う場合は、別途委任状の提出が必要です。
- 6 ※印の欄は、記入しないでください。

（表）

行為の内容（工作物の新設、増築、改築、移転、外観の変更又は色彩の変更）  
該当行為に○

工作物の種類		携帯電話基地局 (三重県景観規則第6条第1項第3号該当)			
		届出部分	既存部分	合計	
新設・増築・改築・移転 (該当行為に○を付けてください)	敷地面積	○○○○ m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	○○○○ m <sup>2</sup>	
	築造面積 (太陽電池モジュールの合計面積)	○○○○ m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	○○○○ m <sup>2</sup>	
	高さ	○○ ( ) m	( ) m	○○ ( ) m	
	構造	○○造			
	仕上	色彩	届出部分 柱:○○色(マンセル値) メンテナンスボックス:○○色(マンセル値) フェンス:○○色(マンセル値)		既存部分
		素材	コンクリート柱、鉄柱等		
	敷地の緑化	緑地面積	○○○○ m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	○○○○ m <sup>2</sup>
		樹種等	○○、○○		
	その他				
	外観の変更 (修繕・模様替・色彩の変更)	(対象工作物)	変更面積	変更後	変更前
・外観面積 _____ m <sup>2</sup>		色彩	m <sup>2</sup>		
・築造面積 _____ m <sup>2</sup>					
・高さ _____ m	素材	m <sup>2</sup>			
・構造 _____					
景観上配慮した事項 その他参考となる事項	※ 景観形成基準チェックシート1①～③に記入していただいた内容を参考に、要約した上で記入してください。				

(裏)

備考

- 1 各項目について、工作物の新設に該当する場合は、既存部分欄の記入は不要です。
- 2 「工作物の種類」欄には、工作物の具体的な名称（例えば、工場の煙突）等を記入してください。（ ）には、三重県景観規則第6条第1項に該当する規則の番号を記入してください。
- 3 「敷地面積」欄には、行為に係る敷地の水平投影面積を記入してください。
- 4 「築造面積（太陽電池モジュールの合計面積）」欄には、当該工作物の水平投影面積（太陽光発電施設の場合は、設置する太陽電池モジュールの合計面積）を記入してください。
- 5 「高さ」欄には、地盤面から当該工作物の上端までの高さを記入してください。また、建築物と一体となって設置される工作物については、（ ）内に建築物の上端から当該工作物の上端までの高さを記入してください。  
増築又は改築によって高さが増加する場合は、既存部分欄に現在の高さを記入し、届出部分欄に増築又は改築する部分の高さを記入してください。合計欄には、増築又は改築後の高さを記入してください。
- 6 「構造」欄には、木造、鉄筋コンクリート造等の別を記入してください。
- 7 「色彩」欄には、色調、色相及びマンセル表色系又は日本塗料工業会標準色見本帳の記号を記入してください。（マンセル表色系の記号の記入例：濃い茶色（5YR3/3）、淡い黄緑色（2.5GY8/2）、薄いグレー（N7.5）、薄いアイボリー（5Y8/1.5）等）  
また、複数の色彩を使用する場合は、「色彩」欄に「別紙のとおり」と記入し、立面図に各色彩を使用する部分（屋根面及び壁面のサインを含む。）に、その色彩を使う面積、色調、色相及びマンセル表色系又は日本塗料工業会標準色見本帳の記号を記入してください。
- 8 「素材」欄には、表面仕上げの素材等をできるだけ詳しく記入してください。（例：ステンレスヘアライン仕上げ、鉄部溶融亜鉛メッキ仕上げ、御影石ジェットバーナー仕上げ、コンクリート打放し、小口タイル張り等）
- 9 「景観上配慮した事項その他参考となる事項」欄には、当該工作物の建設等に当たって、特に留意した事項等を記入してください。
- 10 各欄に記入できない場合は、別紙又は添付する図書等に記入してください。



# 景観形成基準チェックシート

「届出書（通知書）」に必要な添付書類（景観法施行規則又は三重県景観規則）として、本チェックシートを提出してください。（該当する行為の種類ごとに、良好な景観づくりのために配慮等が必要な事項について、具体的な配慮や工夫の内容を文章で記述してください。）

届出者の氏名		株式会社〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇			
行為の場所		三重県〇〇市〇〇町・・・			
周辺景観の特性		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 行為地は、〇〇県立自然公園内であり、周囲にはスギ林が広がっている。〇〇展望台から、〇〇山への眺望の中間点に位置する。</li> <li>・ 国道〇号沿いに位置し、道路沿いには、商業施設が建ち並んでいる。敷地の背後には、田園が広がっている。</li> <li>・ 都市計画区域（内/外）、自然公園区域（内/外）</li> </ul>			
項目	基準	具体的な配慮又は工夫の内容	※適否		
1 共通的事項	① 地域の個性及び特性を尊重し、周辺の景観と調和した景観づくりに配慮すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 周辺の山林に調和するよう、支柱やフェンスをダークブラウンに塗装した。</li> <li>・ 工作物の高さを必要最低限とし、周辺の景観に配慮した。</li> </ul>			
	② 行為地を選定するときは、地域の景観を損なうことのないよう、かつ、主要な視点場からの眺望の妨げとならないよう配慮すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 周辺には、〇〇展望台及び〇〇公園があるが、視点場から眺望する範囲に入っていない。</li> <li>・ 背景に溶け込むように行為地敷地内の山側に設置する。</li> </ul>			
	③ 行為地内に複数の建築物、工作物等を設ける場合には、全体的にまとまりがあるよう配慮すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 行為地内には複数の工作物はない。</li> </ul>			
2 個別的事項	① 建築物又は工作物の新築（新設）、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 ア 配置及び規模	a) 周辺の景観との調和に配慮した配置及び規模とすること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道路境界から〇m後退し、周辺にゆとりを感じさせる配置としている。</li> <li>・ 周辺の建築物から突出しない高さとなっている。</li> </ul>		
		b) 主要な視点場からの眺望を妨げない配置及び規模とすること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 〇〇橋から、〇〇山への眺望を阻害しないような高さとなっている。</li> <li>・ 〇〇道から山並みが見える高さにしている。</li> <li>・ 〇〇展望台からの眺望の範囲に入らない。</li> <li>・ 周囲に主要な視点場はない。</li> </ul>		
		c) 山稜の近傍にあつては、稜線を乱さないよう、尾根からできるだけ低い配置及び規模とすること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 稜線を乱さないように尾根から下げて配置している。</li> <li>・ 稜線を乱さないように高さを低くしている。</li> <li>・ 今回の行為地は該当しない。</li> </ul>		
		d) 行為地の周辺に山林等樹木が多くある場合は、できる限り周辺の樹木の高さ以内にとどめること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 周辺の樹木より高さを低くしている。</li> <li>・ できる限り樹林から出る高さを抑えている。しかし、〇m程度見えてしまうため、目立たないようその部分を〇色としている。</li> <li>・ 周囲に樹木はない。</li> </ul>		
		e) 行為地がまとまりのある農地、歴史的まち並みや集落、文化財、地域のシンボル等の景観資産に近接する場合は、その保全に配慮した配置及び規模とすること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 文化財の〇〇から離して、配置している。</li> <li>・ 〇〇街道から見えない位置に配置している。</li> <li>・ 周囲に景観資産はない。</li> </ul>		

項目	基準	具体的な配慮又は工夫の内容	※適否	
2 個別的事項	① 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	ア 配置及び規模	f) 歴史的まち並みや集落、街路景観の整っている地域にあつては、隣地や周辺との連続性に配慮した配置とすること。 ・ 今回の行為地は該当しない。 ・ 隣接する建築物の壁面の位置とそろえた木塀を設置している。	
		g) 道路、公園等の公共の場所に接する部分は、歩行者等に圧迫感、威圧感を感じさせない配置及び規模とすること。 ・ 道路境界から0m後退して配置している。 ・ 道路境界から0m後退して、その部分を緑化している。 ・ 今回の行為地は該当しない。		
	イ 形態及び外観	a) 周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある形態及び外観とすること。 ・ 付属設備は必要最小限とし、すっきりとした形態の鋼管柱とする。 ・ 不必要な飾りをなくし、工作物が周囲に溶け込むようにこげ茶色に塗装している。		
		b) 主要な視点場からの眺望を妨げることのないよう形態及び外観を工夫すること。 ・ 周囲に主要な視点場はない。 ・ 背景に溶け込むように行為地敷地内の山側に設置する。 ・ 工作物の高さを必要最低限とした。		
		c) 外壁又は屋上に設ける設備は、露出させないようにし、建築物本体及び周辺の景観との調和を図ること。やむを得ず露出する場合は、できるだけ壁面と同質の仕上げを施して目立たないようにすること。 ・ 屋上の設備をルーバーで囲っている。 ・ 設備を建築物の外壁色と類似した色としている。 ・ 今回の行為地は該当しない。		
		d) 屋外階段、ベランダ等を設ける場合は、繁雑にならないように建築物本体との調和を図ること。 ・ 今回の行為地は該当しない。		
		e) 歴史的まち並みや集落、街路景観の整っている地域では、隣地や周辺との連続性に配慮した形態及び外観とすること。 ・ 周辺と同様の築地塀を設けている。 ・ 今回の行為地は該当しない。		
		f) 道路、公園等の公共の場所に接する部分は、歩行者等に圧迫感、威圧感を感じさせないように、屋根、壁面、開口部等に工夫すること。 ・ 道路境界から0m後退して配置している。 ・ 今回の行為地は該当しない。		
		g) 商業地における低層階については、歩行者に配慮し、できる限りゆとりや開放感を確保するとともに、賑わいなどを演出すること。 ・ 今回の行為地は該当しない。		
	ウ 色彩	a) 落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観との調和に配慮した色彩とすること。 ・ 街区内で統一的使用されている淡いベージュを使用している。 ・ 自然景観の中で目立たないように濃い茶色を使用している。		
		b) アクセント色の使用等に際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに工夫すること。 ・ アクセント色は使用しない。 ・ 使用する部分を最小限としている。		

項	目	基 準	具体的な配慮又は工夫の内容	※適否	
2 個別的事項	① 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	エ 素材	a) 周辺の景観との調和に配慮した素材を使用すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 金属面をつや消し加工し、反射を少なくしている。</li> <li>・ 周辺のコンクリート柱と同様の物を使用した。</li> </ul>	
		b) できる限り地域の景観特性を特徴づける地場産材等を活用すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用可能な地場産材はありません。</li> </ul>		
		c) できる限り耐久性に優れ、時間とともに景観に溶け込む素材を使用すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 耐久性に優れた鋼管柱（コンクリート柱）を使用している。</li> </ul>		
		d) 歴史的まち並みや集落、文化財等に近接する地域では、歴史的まち並みや集落、文化財等に使用されている伝統的素材をできる限り使用すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 使用できる伝統的素材はありません。</li> <li>・ 今回の行為地は該当しない。</li> </ul>		
	オ 緑化	a) 行為地内においては、できる限り多くの部分を緑化すること。なお、植栽にあたっては、できる限り周辺の樹木と調和のとれた樹種を選定し、樹木の配置や樹種の構成を工夫すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ フェンスの周囲に〇〇（樹種）を植栽し、緑化を図っている。</li> <li>・ 行為地が狭小のため、緑化は行わない。</li> </ul>		
	b) 行為地の境界を囲う場合は、できる限り周辺の樹木と調和のとれた生垣や樹木とすること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 周辺で多く使われる〇〇（樹種）による垣根を設けている。</li> <li>・ 行為地が狭小のため、緑化は行わない。</li> </ul>			
	c) 行為地に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は、できる限り保存又は移植によって修景に活かすこと。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 行為地内にある樹齢〇年の古木を残せるような工作物の配置としている。</li> <li>・ 〇〇の樹木を道路側に移植し、沿道に潤いを持たせている。</li> <li>・ 行為地内に樹姿や樹勢の優れた樹木はない。</li> </ul>			
	カ その他	a) 屋外駐車場は、出入口を限定し、できる限り生垣等によって安全上支障のない範囲で、道路から直接見通せないようにするとともに、できる限り場内を緑化すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 駐車場の出入口を1箇所とし、他の部分を〇〇（樹種）の生垣で囲っている。</li> <li>・ 駐車場は設置しない。</li> </ul>		
	b) 夜間の屋外照明は、過剰な光が周囲に散乱しないようにし、周辺の状況に応じて照明方法等を工夫すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 敷地外に光が散乱しないように、照明の方向を調整している。</li> <li>・ 照明を低い位置に設けている。</li> <li>・ 屋外照明は設置しない。</li> </ul>			
	c) 行為地内の既存建築物等が景観を阻害している場合は、増築等にあわせてできる限り周辺の景観に調和させること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 既存の工作物の柱や柵を今回建築する工作物と同一の色に塗り替える。</li> <li>・ 行為地内に既存の建築物等はない。</li> </ul>			

項 目	基 準	具体的な配慮又は工夫の内容	※適否
2 個別的事項	<p>② 開発行為又は土地の開墾その他の土地の形質の変更（土石の採取又は鉱物の掘採を除く。） （変更後の土地の形状、修景、緑化等）</p>	ア できる限り現況の地形を活かし、長大なのり面又は擁壁が生じないようにすること。	
		イ のり面は、できる限り緩やかな勾配とし、周辺の植生と調和した緑化を図ること。	
		ウ 行為地内に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は、できる限り保存又は移植によって修景に活かすこと。	
化等）	③ 土石の採取又は鉱物の掘採（採取等の方法、採取等後の緑	ア 土石の採取又は鉱物の掘採の場所が道路等の公共の場所から目立ちにくいよう、採取又は掘採の位置、方法を工夫すること。	
		イ 採取又は掘採後の跡地は、周辺の植生と調和した緑化を図ること。	
件）	④ 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物の集積、貯蔵の方法及び遮へい方法	ア できる限り道路、公園等の公共の場所から目立ちにくい位置及び規模とすること。	
		イ 積み上げに際しては、高さをできるだけ低くするとともに、整然とした集積又は貯蔵とすること。	
		ウ できる限り道路、公園等の公共の場所から見えないよう、周辺の景観との調和に配慮した植栽又は塀等で遮へいすること。	

(参考様式)

## 委任状

会社名のみではなく代理人の名前まで  
届出書の表紙の連絡先と同一

代理人

氏名

株式会社〇〇〇〇 〇〇〇〇

住所

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇・・・

連絡先(電話番号)

〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇

私は、上記の者を代理人と定め、下記の業務に関する一切の権限を委任します。

記

業務名

(行為の場所) 三重県〇〇市〇〇町〇〇・・・における

(行為の名称) 〇〇〇〇工事に関する

- ・ 三重県景観計画に係る景観法第 16 条の規定による届出に関する業務
- ・ その他これに付随する業務

〇〇年 〇〇月 〇〇日

委任者

住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇・・・

氏名

株式会社〇〇〇〇

代表取締役 〇〇 〇〇 印

押印必要です

## 用語の定義

### ○建築物

建築基準法第2条第1号に規定する建築物をいいます。

### ○煙突

土地に独立して造られる煙突をいいます。建築物に設けられる煙突は建築設備に該当し、建築物に含まれます。

### ○架空電線路用の鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの

送電のための電線路、有線電気通信のための電話線路等の柱状の工作物が該当します。

### ○鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの

携帯電話基地局、電波塔、風力発電施設等の柱状の工作物が該当します。

### ○装飾塔、記念塔その他これらに類するもの（屋外広告物及び屋外広告物を掲出する物件を除く。）

オブジェ、宗教的なシンボル等が該当します。また、屋外広告物を掲出する物件とは、主として屋外広告物を設置する目的で設置する工作物のことをいいます。

### ○高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの

その他これらに類するものとして、飼料、肥料、穀物、セメント、石油、ガスなどの貯蔵施設が該当します。また、建築物に設けられる高架水槽等は建築設備に該当し、建築物に含まれます。

### ○擁壁、さく、塀

擁壁とは、建築基準法施行令 138 条第1項第5号に該当するものをいいます。さく、塀とは、建築物のない土地に造られるさく、塀をいい、建築物の敷地に造られるものは、建築物に含まれます。

### ○ウォーターシュート、コースター、メリーゴーラウンド、観覧車その他これらに類する遊戯施設

建築基準法施行令第138条第2項第2号及び第3号で規定する遊戯施設が該当します。

### ○アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類する工作物

建築基準法別表第2(ぬ)項第3号(13)、(13の2)、(る)項第1号(21)の用途に供するものをいいます。

### ○自動車車庫の用途に供する工作物

建築物に該当しない機械式駐車装置が該当します。

### ○汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設の用途に供する工作物

建築物に該当しないもので、建築基準法施行令第130条の2の2各号に掲げる用途に供するもの（建築基準法施行令第130条の2の3各号のいずれかに該当するものを除く）が該当します。

### ○新築

敷地に新たに建築物を造ることをいいます。

○新設

敷地に新たに工作物を造ることをいいます。

○増築

敷地内の既存の建築物の延べ面積を増やすことをいいます。

○改築

従前の建築物等を除却し、これと用途、規模、構造が著しく異なるものを造ることをいいます。

○移転

同一の敷地内において建築物等の位置を移動することをいいます。

○修繕

既存の建築物の部分に対して、おおむね同様の形状、寸法、材料により行われる工事のことをいいます。なお、外観の変更を伴わない修繕については、届出不要です。

○模様替

既存の建築物の部分に対して、おおむね同様の形状、寸法によるが、材料、構造種別等が異なる工事のことをいいます。なお、外観の変更を伴わない模様替については、届出不要です。

○建築面積

建築物の外壁又はこれに代わる柱の中心線で囲まれた部分の水平投影面積をいいます。(建築基準法施行令第2条第1項第2号)

○築造面積

工作物の水平投影面積のことをいいます。(建築基準法施行令第2条第1項第5号)

○高さ

建築物については、地盤面からの高さをいいます(建築基準法施行令第2条第1項第6号)。ただし、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の1/8以内の場合においては、その部分の高さは、5mまでは、当該建築物の高さに算入しません。また、棟飾、防火壁の屋上突出部その他これらに類する屋上突出物は、当該建築物の高さに算入しません。

なお、工作物については、建築物の高さに準じます。

○開発行為

都市計画法第4条第12項に規定する開発行為をいいます。

○廃棄物

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項に規定する廃棄物をいいます。

○再生資源

資源の有効な利用の促進に関する法律第2条第4項に規定する再生資源をいいます。

## 三重県景観づくり条例

(平成十九年十月二十日三重県条例第六十六号)

(目的)

第一条 この条例は、景観づくりに関し、県及び県民等の責務並びに県と市町との連携を明らかにするとともに、基本となる事項を定めることにより、景観づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、新たなまちづくり活動等を通じて潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 景観づくり 地域の個性及び特色をいかした良好な景観を保全し、整備し、又は創出することをいう。
- 二 県民等 県民及び事業者をいう。
- 三 新たなまちづくり活動等 地域が主体的に取り組む景観に重点を置いたまちづくり活動その他景観づくりに取り組む活動をいう。
- 四 景観行政団体 景観法（平成十六年法律第百十号。以下「法」という。）第七条第一項に規定する景観行政団体をいう。
- 五 景観計画 法第八条第一項に規定する景観計画をいう。

(責務)

- 第三条 県は、市町と連携し、広域的な見地から景観づくりに関する施策を実施するものとする。
- 2 県は、景観行政の中心的な役割を担う市町が、景観行政団体として景観づくりに関する施策を実施できるような情報の提供、技術的な助言その他の支援を行うものとする。
- 3 県民等は、景観づくりに関する理解を深め、自ら景観づくりを実践するとともに、県又は市町が実施する景観づくりに関する施策に協力するものとする。

(景観計画)

- 第四条 知事は、県内の景観づくりを推進するため、法第二条に規定する基本理念にのっとり景観計画を定めるものとする。
- 2 景観計画においては、法第八条第二項各号の規定によるほか、県、市町及び県民等の役割、県が推進する景観づくりに関する施策その他必要な事項を定めるものと

する。

(策定の手続)

第五条 知事は、景観計画を定めようとするときは、三重県景観審議会の意見を聴かななければならない。これを変更しようとするとき（規則で定める軽微な変更を除く。）も同様とする。

(計画提案を踏まえた景観計画の策定等をしない場合の手続)

第六条 知事は、法第十四条第一項の規定による通知しようとするときは、あらかじめ、当該計画提案に係る景観計画の素案の対象となる区域の市町長の意見を聴くとともに、三重県景観審議会の意見を聴かななければならない。

(届出があった場合の市町長の意見)

第七条 知事は、法第十六条第一項又は第二項の規定による届出があった場合は、当該届出に係る行為が行われる区域の市町長の意見を聴くものとする。この場合において、市町長は、当該届出に係る行為に関し、景観づくりの推進の見地から知事に意見を述べることができる。

(届出を要する行為等)

- 第八条 法第十六条第一項第四号の条例で定める届出（同条第五項の規定による通知を含む。以下この条において同じ。）を要する行為は、次に掲げる行為とする。
- 一 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更
  - 二 屋外における土石、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第二条第一項に規定する廃棄物をいう。第三項第二号において同じ。）、再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第二条第四項に規定する再生資源をいう。第三項第二号において同じ。）その他の物件の堆(たい)積
  - 2 前項に規定する行為に係る届出は、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日、行為をしようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）並びに行為の完了予定日を記載した届出書に規則で定める図書を添付して行うものとする。
  - 3 法第十六条第七項第十一号の条例で定める届出を要しない行為は、次に掲げる行為とする。
    - 一 仮設の建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外



観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

二 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆(たい)積でその期間が九十日を超えて継続しないもの

三 法令(条例を含む。)の規定に基づき、許可若しくは認可を受け、若しくは届け出て行う行為又は国若しくは地方公共団体が行う行為のうち、景観づくりのための措置が講じられているものとして規則で定めるもの

四 法第十六条第一項各号の規定による届出を要する行為(同項第二号に掲げる行為にあつては、規則で定める工作物に係る行為に限る。)で、規則で定める規模以下のもの

五 規則で定める工作物に係る行為

六 前各号に掲げるもののほか、規則で定める行為

(勧告の手續等)

第九条 知事は、法第十六条第三項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、三重県景観審議会の意見を聴かなければならない。

2 知事は、法第十六条第三項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。この場合において、知事は、あらかじめ、当該勧告を受けた者に対し、意見を述べる機会を与えるとともに、三重県景観審議会の意見を聴かなければならない。

(特定届出対象行為)

第十条 法第十七条第一項の条例で定める特定届出対象行為は、次に掲げる行為とする。

一 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

二 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

(変更命令等の手續)

第十一条 知事は、法第十七条第一項又は第五項の規定により必要な措置を命じようとするときは、あらかじめ、三重県景観審議会の意見を聴かなければならない。

(行為の着手制限の期間の短縮)

第十二条 知事は、法第十八条第二項の規定により同条第

一項に規定する期間を短縮するときは、法第十六条第一項又は第二項の規定による届出をした者に対し、その旨を通知しなければならない。

(三重県景観審議会)

第十三条 この条例の規定により定められた事項及び景観づくりに関する重要事項について調査審議するため、知事の附属機関として、三重県景観審議会(以下この条において「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、委員十三人以内で組織し、男女いずれかの委員の割合は、十分の四を下回らないものとする。ただし、知事がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。

3 委員は、学識経験を有する者その他知事が必要と認める者のうちから、知事が任命する。

4 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

7 審議会は、第九条及び第十一条の規定については、これらを専門に調査審議する部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

8 審議会及び部会は、調査審議するため必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

9 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第十四条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第七条から第十二条まで及び第十三条第七項の規定は、平成二十年四月一日から施行する。

## 三重県景観規則（抄）

（平成十九年十二月二十一日三重県規則第六十八号）

最終改正

令和二年十二月二十五日三重県規則第九十六号

（趣旨）

第一条 この規則は、景観法（平成十六年法律第百十号。以下「法」という。）、景観法施行規則（平成十六年国土交通省令第百号。以下「省令」という。）及び三重県景観づくり条例（平成十九年三重県条例第六十六号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（軽微な変更）

第二条 条例第五条の規則で定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- 一 法第八条第二項第一号、第二号又は第四号に掲げる事項の変更
- 二 景観計画の区域における良好な景観の形成に関する方針の変更
- 三 前二号に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める変更

（届出書）

第三条 省令第一条第一項及び条例第八条第二項に規定する届出は、様式第一号の景観計画区域内における行為の届出書によるものとする。

（届出書に添付する図書）

第四条 条例第八条第二項の規則で定める図書は、次に掲げる図書とする。ただし、行為の規模が大きいため適切に表示できない場合には、当該行為の規模に応じて、知事が適切と認める縮尺の図面をもってこれらの図面に替えることができる。

- 一 行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の状況を表示する図面で縮尺二千五百分の一以上のもの
- 二 行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況を示す写真
- 三 景観法施行令（平成十六年政令第三百九十八号。以下この条及び第六条において「政令」という。）第四条第一号に掲げる行為（土石の採取及び鉱物の掘採を除く。）にあつては、設計図又は施行方法を明らかにする図面で縮尺百分の一以上のもの

四 政令第四条第一号に掲げる行為（土石の採取及び鉱物の掘採に限る。）にあつては、次に掲げる図書

イ 採取又は掘採の方法を明らかにする図面で縮尺百分の一以上のもの

ロ 採取又は掘採をした後に行う措置を明らかにする図面で縮尺百分の一以上のもの

五 政令第四条第四号に掲げる行為にあつては、堆積する場所及び方法を明らかにする図面で縮尺百分の一以上のもの

六 前各号に掲げるもののほか、参考となるべき事項を記載した図書

（許可等を受けて行う行為等）

第五条 条例第八条第三項第三号の規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第十条の二第一項又は第三十四条第二項の規定により許可を受けて行う行為

二 自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第十条第一項から第三項まで若しくは第十六条第一項から第三項までの規定に基づく公園事業の執行、同法第二十条第三項、第二十一条第三項若しくは第二十二条第三項の規定により許可を受けて行う行為又は同法第六十八条第一項の規定による協議に係る行為

三 砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）第十六条の規定により認可を受け、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第二十五条の許可を受けて行う行為又は農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四条第一項若しくは第五条第一項の規定により許可を受けて行う行為（仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供する場合に限る。）

四 三重県立自然公園条例（昭和三十三年三重県条例第二号）第九条第一項から第三項までの規定に基づく公園事業の執行又は同条例第十六条第四項の規定により許可を受けて行う行為

五 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十八条第一項の規定により市町の条例で定める風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令（昭和四十四年政令第三百十七号）第三条第一項の規定により許可を受けて行う行為、同条第二項の規定による協議に係る行為又は同条第三項の規定による通知に係る行為

六 尾鷲市熊野参詣道伊勢路景観保護条例（平成十

四年尾鷲市条例第三十九号) 第八条第一項の規定により許可を受けて行う行為又は同条例第九条第一項の規定により届け出て行う行為

七 熊野市熊野参詣道伊勢路景観保護条例(平成十七年熊野市条例第百六十一号) 第八条第一項の規定により許可を受けて行う行為又は同条例第九条第一項の規定により届け出て行う行為

八 大紀町熊野参詣道伊勢路景観保護条例(平成十七年大紀町条例第八十六号) 第八条第一項の規定により許可を受けて行う行為又は同条例第九条第一項の規定により届け出て行う行為

九 紀北町熊野参詣道伊勢路景観保護条例(平成十七年紀北町条例第百七十四号) 第九条第一項の規定により許可を受けて行う行為又は同条例第十条第一項の規定により届け出て行う行為

十 御浜町熊野参詣道伊勢路景観保護条例(平成十四年御浜町条例第十四号) 第八条第一項の規定により許可を受けて行う行為又は同条例第九条第一項の規定により届け出て行う行為

(届出を要しない行為の規模等)

第六条 条例第八条第三項第四号の規則で定める工作物は、次に掲げるものとする。

一 煙突(支柱及び支線があるものについては、これらを含む。) その他これに類するもの

二 架空電線路用の鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの

三 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの(前号に掲げるものを除く。)

四 装飾塔、記念塔その他これらに類するもの(屋外広告物及び屋外広告物を掲出する物件を除く。)

五 高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの

六 擁壁、柵又は塀

七 ウォーターシュート、コースター、メリーゴーラウンド、観覧車その他これらに類する遊戯施設

八 アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの

九 自動車車庫の用途に供するもの

十 汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設の用途に供するもの

十一 太陽光発電施設(建築物と一体となって設置されるものを含む。)

2 条例第八条第三項第四号の規則で定める規模は、次の各号に掲げる行為の区分に従い、当該各号に定めるもの

とする。ただし、条例第四条の景観計画における熊野川流域に関する景観計画の区域(次条第二項第二号において「熊野川流域景観計画の区域」という。)においては、第一号から第九号までの規定は適用しない。

一 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 当該建築物の高さ(地盤面からの高さという。第六号を除き、以下この項において同じ。)十三メートル以下で、かつ、建築面積千平方メートル以下のもの

二 前項第一号、第三号から第五号まで又は第七号に掲げる工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更(以下この項において「建設等」という。) 当該工作物の高さ十三メートル以下のもの

三 前項第二号に掲げる工作物の建設等 当該工作物の高さ三十メートル以下のもの

四 前項第六号に掲げる工作物の建設等 当該工作物の高さ五メートル以下又は長さ十メートル以下のもの

五 前項第八号から第十号までに掲げる工作物の建設等 当該工作物の高さ十三メートル以下で、かつ、築造面積千平方メートル以下のもの

六 前項第一号から第十号までに掲げる工作物のうち、建築物と一体となって設置されるもの 建築物の上端から当該工作物の上端までの高さ五メートル以下又は地盤面から当該工作物の上端までの高さ十三メートル以下(前項第二号に掲げるものにあつては三十メートル以下)のもの

七 前項第十一号に掲げる工作物の建設等 当該工作物の高さ十三メートル以下(建築物と一体となって設置されるものにあつては、建築物の上端から当該工作物の上端までの高さ五メートル以下又は地盤面から当該工作物の上端までの高さ十三メートル以下)で、かつ、太陽電池モジュールの合計面積千平方メートル以下のもの(同一敷地、一団の土地又は同一水面に設置するものについては、一の施設とみなす。)

八 法第十六条第一項第三号及び政令第四条第一号に掲げる行為 行為に係る土地の面積三千平方メートル以下で、かつ、行為に伴い生ずる擁壁又は法面の<sup>のり</sup>高さが五メートル以下又は長さ十メートル以下のもの

九 政令第四条第四号に掲げる行為 行為に係る土地の面積三千平方メートル以下で、かつ、高さが五メートル以下のもの

- 十 建築物の増築又は改築 行為に係る床面積が十平方メートル以下のもの又は外観を変更することとならないもの
- 十一 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 行為に係る面積が十平方メートル以下のもの
- 十二 工作物の増築又は改築 行為に係る築造面積が十平方メートル以下のもの
- 十三 工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 行為に係る面積が十平方メートル以下のもの

(届出を要しない行為)

- 第七条 条例第八条第三項第五号の規定により規則で定める届出を要しない工作物は、前条第一項各号に定める工作物以外の工作物とする。
- 2 条例第八条第三項第六号の規定により規則で定める届出を要しない行為は、次に掲げるものとする。
- 一 国の機関又は地方公共団体が行う行為で知事が別に定めるもの
  - 二 熊野川流域景観計画の区域において行う行為のうち、法第八条第四項第二号イの規定により知事が定める色彩の制限の範囲内における色彩の変更
  - 三 前二号に掲げるもののほか、知事が良好な景観づくりに支障を及ぼさないと認める行為

(変更届出書)

第八条 法第十六条第二項の規定による届出は、様式第二号の景観計画区域内における行為の変更届出書により行うものとする。

(国の機関又は地方公共団体が行う行為の通知)

第九条 法第十六条第五項後段の規定による通知は、様式第三号の景観計画区域内における行為の通知書により行うものとする。

(身分証明書)

第十条 法第十七条第八項に規定する身分を示す証明書は、様式第四号によるものとする。

(勧告等による公表)

- 第十一条 条例第九条第二項の規定による公表は、三重県公報への登載その他知事が適当と認める方法により、次に掲げる事項について行うものとする。
- 一 法第十六条第三項の規定による勧告を受けた者の

住所及び氏名（法人にあっては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

- 二 勧告に従わない旨の事実
- 三 勧告の内容
- 四 その他知事が必要と認める事項

(書類の提出部数)

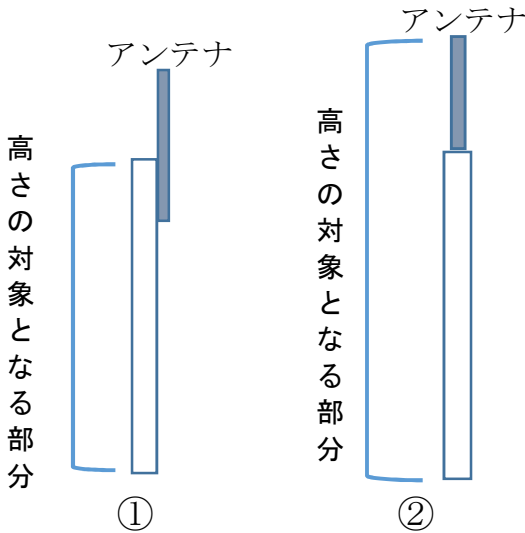
第十二条 法、省令、条例又はこの規則の規定に基づき知事に提出する書類の部数は、法第十六条第一項又は第二項の規定により提出する場合にあっては正本一部及び副本二部とし、その他のものにあっては知事が別に定める部数とする。

附則（平成二十七年一月九日 三重県規則第一号）

- 1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。
- 2 三重県風致地区における建築物の規制に関する条例を廃止する条例（平成二十五年三重県条例第五十八号）附則第二項の規定によりなお従前の例によることとされる行為の許可の申請に係る行為及び行為の許可を受けた行為（行為の許可の申請に係る行為にあっては、同条例の施行の日後に許可を受けたものに限る。）については、第五条中第五号を削り、第六号から第十一号までを一号ずつ繰り上げる改正規定は適用しない。

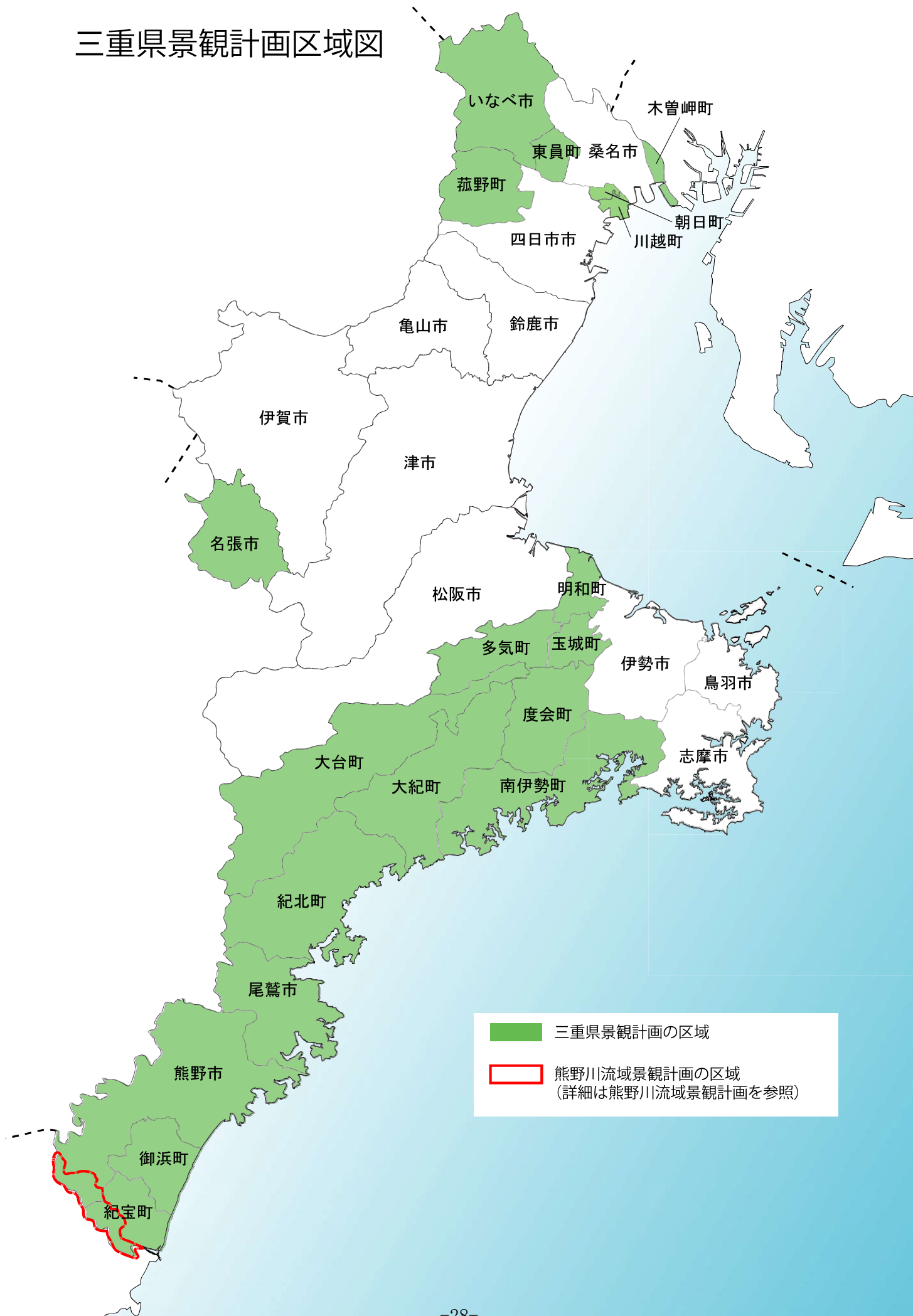
様式（略）

## Q&A(携帯電話基地局)

1	<p>高さ13mを超える携帯電話基地局は届出の対象とされているが、アンテナの高さは含まれるのか。</p> <p>アンテナの取り付け方により、以下のとおり取扱いが異なります。</p> <p>①アンテナを持ち出してコンクリート柱等に取り付ける場合は、アンテナの高さは含みません。なお、アンテナを持ち出して取り付ける場合でも、建築確認の対象（高さ15m超）となる場合は、届出の対象となります。</p> <p>②鋼管柱等の上に一体的に取り付ける場合は、アンテナの高さも含まれます。</p>  <p>The diagram consists of two parts, ① and ②. In ①, a blue antenna is mounted on top of a white concrete pillar. A blue bracket on the left indicates the height of the pillar as the 'target height' (高さの対象となる部分). In ②, a blue antenna is mounted on top of a white steel pipe pillar. A blue bracket on the left indicates the total height of the pillar and antenna as the 'target height' (高さの対象となる部分).</p>
2	<p>既存の携帯電話基地局にアンテナを交換又は追加する場合は、届出は必要か。</p> <p>交換又は追加するアンテナの変更面積（表面積又は見付け面積のうち小さい方の面積）が10㎡以下の場合は、届出は不要です。</p>
3	<p>既存の携帯電話基地局の塗装の塗り替えについて、同色に塗り替える場合は、届出は必要か。また</p> <p>従前と同じ色に塗り替える場合は、色彩の変更に該当しないため届出は不要です。また、事前相談も不要です。</p>
4	<p>既存の携帯電話基地局の塗装の塗り替えについて、同色に塗り替える場合は色彩の変更にならないため届出は不要とされているが、景観に配慮した色に塗り替える場合は、届出は必要か。</p> <p>色彩の変更に該当するので、届出は必要です。</p>
5	<p>既存の携帯電話基地局に付属しているメンテナンスボックスなどの付属物を交換又は追加する場合は、届出は必要か。</p> <p>交換又は追加するメンテナンスボックスなどの付属物の変更面積（表面積又は見付け面積のうち小さい方の面積）が10㎡以下の場合は、届出は不要です。</p>

6	携帯電話基地局の横にある地上設置型機器を交換又は塗装を塗り替える場合は、届出は必要か。
	地上設置型機器は届出対象ではないため、届出は不要です。
7	建築物の屋上に携帯電話基地局を設置する場合、届出の対象となるか。
	建築物の上端から、携帯電話基地局の上端までの高さが5mを超え、かつ、地盤面から携帯電話基地局の上端までの高さが13mを超える場合は、届出が必要です。
8	大規模な工場敷地内等で、外部から見通せない場所での行為も届出が必要か。
	届出は必要です。

# 三重県景観計画区域図



■ 三重県景観計画の区域

□ 熊野川流域景観計画の区域  
(詳細は熊野川流域景観計画を参照)

三重県景観計画  
届出の手引き  
携帯電話基地局編

---

2022年3月

三重県 県土整備部 都市政策課

TEL 059-224-2748

FAX 059-224-3270

〒514-8570 三重県津市広明町 13